

## 神戸市公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和5年4月6日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 随意契約に係る特定役務の名称  
一般廃棄物埋立処分
- 2 数量  
14,869 トン
- 3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
神戸市環境局港島クリーンセンター  
神戸市中央区港島9丁目12番地の1
- 4 随意契約の相手方を決定した日  
令和5年4月1日
- 5 随意契約の相手方の氏名及び住所  
大阪湾広域臨海環境整備センター  
理事長 服部 洋平  
大阪市北区中之島2丁目2番2号
- 6 随意契約に係る契約金額  
1トン当たり11,110円（うち消費税及び地方消費税相当額1,010円）
- 7 契約の相手方を決定した手続  
次項に規定する理由により、第5項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。
- 8 随意契約による理由  
広域臨海環境整備センター法に基づき設立した、大阪湾圏域唯一の広域・公共最終処分場を有し最終処分を確実に実施できる団体であるため、契約の相手方が特定されます。  
以上の理由から、特許権等の排他的権利若しくは特殊な技術に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号）に該当します。